

児童手当制度改正 申請手続き確認フローチャート

はい →
いいえ →

●児童手当制度改正による申請手続きについて、フローチャートで確認し必要書類をご提出ください。

薩摩川内市子育て支援課から児童手当・特例給付を受給していますか？

いいえ

所得の高い方の職業は公務員ですか？

いいえ

所得の高い方の住民票のある住所は薩摩川内市ですか？

いいえ

所得の高い方の住民票のある市区町村にお問い合わせください。

児童手当の支給はありません

いいえ

はい

公務員の勤務先にお問い合わせください。

児童手当の対象となる高校生年代（H18.4.2以降生まれ）以下の児童がいますか？

はい

大学生年代（H14.4.2～H18.4.1生まれ）の子を含めて3人以上の子を養育（※1）していますか？

はい

申請は不要
手当額に変更はありません。

いいえ

高校生年代（H18.4.2～H21.4.1生まれ）の児童がいますか？

いいえ

高校生年代の児童は、同封のお知らせの（薩摩川内市が把握している）児童とあっていますか？

いいえ

大学生年代（H14.4.2～H18.4.1生まれ）の子を含めて3人以上の子を養育（※1）していますか？

はい

いいえ

はい

はい

いいえ

申請は不要
自動的に手当額が変更になります。

申請手続きが必要です。

提出書類

・児童手当認定請求書（※2）

提出書類

・児童手当認定請求書（※2）
・監護相当・生計費の負担についての確認書

提出書類

・監護相当・生計費の負担についての確認書
・受給者の本人確認書類（運転免許証等）
・大学生年代の子のマイナンバーカードの写し

提出書類

・児童手当額改定認定請求書（※2）
・受給者の本人確認書類（運転免許証等）

提出書類

・児童手当額改定認定請求書（※2）
・監護相当・生計費の負担についての確認書
・受給者の本人確認書類（運転免許証等）
・大学生年代の子のマイナンバーカードの写し

提出書類

・監護相当・生計費の負担についての確認書
・受給者の本人確認書類（運転免許証等）
・大学生年代の子のマイナンバーカードの写し

※1 大学生年代の子の場合は、親等が監護（日常生活上の世話及び必要な保護をしていること）し、生活費の相当部分を負担していること。

- ・例1：別居の大学生等で、定期的な面会・連絡をしており、主に仕送り等で生活をしている場合は養育に該当します。
- ・例2：就職している場合や婚姻などにより別居し、父母等から独立して生計を営んでいる場合は、養育に該当しません。

※2 児童と申請者が住民票上別居の場合は、別途「申立書」の提出も必要です。このほかに提出書類が必要になる場合もあります。

●提出物については、世帯の状況に応じて異なりますので同封の申請書類全てを提出する必要はございません。上記フローチャートを確認し必要な書類をご提出ください。また、提出書類に不足がございましたら、お手数ですが、市ホームページに掲載の様式をダウンロードしてお使いください。